

証券コード 6537
平成30年3月13日

株 主 各 位

宮 崎 県 宮 崎 市 新 栄 町 86 番 地 1
WASHハウス株式会社
代表取締役社長 児 玉 康 孝

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年3月28日（水曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月29日（木曜日）午前11時
2. 場 所 宮崎県宮崎市松山1丁目1-1
宮崎観光ホテル 東館3階
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第17期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.wash-house.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）のわが国経済は、一連の政府による経済政策や日銀による金融政策を背景に、個人消費等については、持ち直しの動きがみられ、緩やかな回復基調が続いておりますが、その反面、設備投資等については回復の動きに足踏みがみられ、実体経済としてはまだまだ弱含みの状況が続いております。

平成29年のわが国は女性の働き方が大きく変化する1年となりました。女性の活躍推進に向けた動きや配偶者控除の見直しは、働き方やライフスタイルを変化させ、自宅で洗濯乾燥を行うスタイルから、時間を有効活用出来るコインランドリー利用へのシフトが期待されます。

このような状況の下、当社は「布団を洗う」という新たな洗濯習慣の変革への啓蒙活動や積極的な広告施策も継続して行いながら、既存エリアでの営業活動に加え、フランチャイズ（以下、「FC」という）店舗の出店を中心に取り組んでおります。

当事業年度のFC店舗の出店数は前事業年度を4店舗上回る109店舗となりました。出店エリアの拡大を積極的に行い、愛知県、兵庫県、奈良県、岡山県、愛媛県、香川県、徳島県の7県に初進出し、全国展開への足掛かりを本格化させましたが、人件費や旅費交通費等が増加し、増収減益となりました。

この結果、当事業年度の売上高は33億7千5百万円（前年同期比8.2%増）となり、営業利益は2億4千3百万円（前年同期比17.3%減）、経常利益は2億4千7百万円（前年同期比12.9%減）、当期純利益は1億5千6百万円（前年同期比18.5%減）となりました。

サービス区分別の業績は次のとおりであります。

(単位：千円)

| 項目      | 期別 | 第16期<br>平成28年1月1日から<br>平成28年12月31日まで |        | 第17期<br>平成29年1月1日から<br>平成29年12月31日まで |        | 前期比増減額<br>(千円) |
|---------|----|--------------------------------------|--------|--------------------------------------|--------|----------------|
|         |    | 売上高(千円)                              | 構成比(%) | 売上高(千円)                              | 構成比(%) |                |
| F C 事業  |    | 2,304,712                            | 73.9   | 2,358,535                            | 69.9   | 53,822         |
| 店舗管理事業  |    | 523,085                              | 16.8   | 694,016                              | 20.6   | 170,931        |
| 直営事業その他 |    | 290,941                              | 9.3    | 322,468                              | 9.5    | 31,527         |
| 合計      |    | 3,118,738                            | 100.0  | 3,375,020                            | 100.0  | 256,281        |

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

### ① F C事業

当事業年度のF C事業につきましては、積極的な出店エリアの拡大を行い、愛知県、兵庫県、奈良県、岡山県、愛媛県、香川県、徳島県の7県に初進出し、全国展開への足掛かりを作りました。F C店舗の出店数につきましては、「WASHハウスコインランドリーシステム一式」の販売が前事業年度対比で4店舗増加し、109店舗となりました。このことから、売上高は23億5千8百万円（前年同期比2.3%増）となりました。

### ② 店舗管理事業

F C新規出店に伴い管理受託店舗数が増加したことが寄与し、売上高は6億9千4百万円（前年同期比32.7%増）となりました。

### ③ 直営事業その他

当事業年度は新規出店を行わず、既存店舗のうち大分県1店舗、鹿児島県2店舗の買取を行ったため、当事業年度末の直営店舗数は28店舗となりました。直営店の売上高に影響を与える出店エリアでの降水量は平年比78.1%、前年比100.9%となっており、1ミリ以上の雨が降った降雨日は、平年比84.3%、前年比94.1%となっております。

この結果、直営事業その他の売上高は3億2千2百万円（前年同期比10.8%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は4千7百万円で、その主たるものは、直営店の買取によるものであります。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

コインランドリー業界につきましては、生活スタイルの変化やアレルギーに対する関心の高まり等により、店舗数の増加に拍車がかかって競合先も増加しております。

このような状況の下、継続的な事業の発展及び経営基盤の安定を図り、「安心、安全、清潔」な店舗をご利用いただけるようにするためには、現在の店舗の基本コンセプトは守りつつも、出店地域における消費者の家族構成、住居形態、住宅地の立地、交通アクセスなどに応じた店舗フォーマットの開発や修正を行い、タイムリーに市場に投入していく体制を整える必要があると考えております。

以上のことから、当社は利用者の立場で考え、技術革新や商品開発などを行いながら、従来のコインランドリーの考え方や商慣習にとらわれることなく、国際的にも通用するデファクトスタンダードの構築を行うという創業時よりの一貫した理念の下、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

#### ① 事業拡大に向けた有能な人材の安定的な確保

当社の成長の源泉である直営店・F C店の展開を計画的に進めるためには、これを支える有能な人材の安定的な確保と育成が必要不可欠であります。

特に、既存社員の育成に力点を置き、社員のスキルアップと人事・報酬制度の連動に関して見直しを行うとともに、外部教育研修制度の活用や社外講師による研修等、教育制度の充実を図り、社員の生産性向上と雇用の安定化に取り組んでまいります。

また、今後も更に支店・営業所を拡大していくために、マネジメント層の確保は必要不可欠であるため、既存社員の育成に加えて外部から即戦力としての優秀な人材獲得にも取り組んでまいります。

## ② QSCの見直しによる店舗売上の維持向上

当社には、複数物件を保有するFCオーナー様が多く、そうしたオーナー様を数多く確保していくことがFC新規出店において非常に重要であります。今後も、リピートオーダーを確保し続けるためには、FC店舗の投資効率の維持・向上に取り組む必要があります。

当社では、出店基準にもとづいて採算性が高い物件を厳密に選定した上で出店をしておりますが、出店後に近隣に競合店が進出する場合もあり、最終ユーザーである消費者に継続的に支持される店舗運営を行っていくことが課題であります。

そのため、当社の基本コンセプトであるQSC（クオリティー・サービス・クレンリネス）の向上に向けた取り組みを実践し、各店舗の状況に応じて利便性を高める改善を図っていくとともに、継続的なCM・キャンペーンの実施を行い、店舗周辺住民の利用率の向上に取り組んでまいります。

## ③ 経営管理体制の強化

当社は事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制のさらなる充実・強化が課題であると認識しており、株主様、ステークホルダーの皆様へ信頼される企業となるために、コーポレートガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、業容の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充し、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、法令順守の徹底と事業規模に応じた内部統制の整備、強化の実施に努めてまいります。

## ④ 事業基盤の拡大について

当社は、まだまだ発展途上の企業であることを強く認識しており、事業基盤の拡大に向け、海外での事業展開及び国内においてはコインランドリー周辺事業ならびに関連事業へ進出する予定であります。

中長期的な戦略として、出店数に比例した店舗管理収入を得ることによるストックビジネスでの事業基盤の拡大とのバランスを図りながら、新規事業による収益機会を拡大していくことにより、事業規模の拡大と収益性の両面を追求し、継続的に安定した経営基盤、財務体質の維持を築いていく方針であります。

## (5) 財産及び損益の状況

| 区 分 \ 期 別      | 平成26年度<br>第14期 | 平成27年度<br>第15期 | 平成28年度<br>第16期 | 平成29年度<br>(当期)第17期 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 1,246,909      | 2,050,119      | 3,118,738      | 3,375,020          |
| 経 常 利 益 (千円)   | 66,357         | 219,086        | 284,557        | 247,899            |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 40,020         | 131,765        | 192,202        | 156,673            |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 12.13          | 38.21          | 35.25          | 22.94              |
| 総 資 産 (千円)     | 1,044,624      | 1,645,075      | 3,771,650      | 4,038,656          |
| 純 資 産 (千円)     | 183,289        | 338,840        | 2,164,896      | 2,267,186          |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 53.08          | 64.83          | 317.25         | 331.35             |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
2. 当社は平成28年4月2日付で普通株式1株につき100株、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。このため第14期の期首に当該分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

## (6) 主要な事業内容

当社は、コインランドリー「WASHハウス」のチェーン本部としてFCシステムをFCオーナーに提供する「FC事業」、提供したFC店舗の運営・管理を行う「店舗管理事業」、直営店舗の運営等を行う「直営事業その他」の各事業を展開しております。

なお、当社はコインランドリーシステムの提供を行う単一セグメントの業態であるため、セグメント情報に替えて事業区分ごとの記載としております。

(7) 主要な営業所（平成29年12月31日現在）

① 本社

宮崎県宮崎市新栄町86番地1

② 営業拠点

本店営業部 宮崎県宮崎市新栄町86番地1

東京支店 東京都中央区日本橋3丁目8-16 ふよおビル7階

大阪支店 大阪府大阪市西区靱本町1丁目10-24 三共本町ビル3階

広島支店 広島県広島市東区光町2丁目9-27 ユーペック光町ビル502号

福岡支店 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目12-1 アバンダント95 3階

山口営業所 山口県山口市小郡下郷1232番地

長崎営業所 長崎県大村市松山町634-1

③ コインランドリー店舗（直営店舗28店舗、F C店舗466店舗）

（単位：店舗）

|           | 平成29年12月31日現在の店舗数 |      |     |
|-----------|-------------------|------|-----|
|           | F C店舗             | 直営店舗 | 合計  |
| 関東エリア     | 3                 | 2    | 5   |
| 東京都       | 3                 | 2    | 5   |
| 中部エリア     | 1                 | —    | 1   |
| 愛知県       | 1                 | —    | 1   |
| 関西エリア     | 10                | 3    | 13  |
| 大阪府       | 8                 | 3    | 11  |
| 奈良県       | 1                 | —    | 1   |
| 兵庫県       | 1                 | —    | 1   |
| 中国エリア     | 51                | 3    | 54  |
| 岡山県       | 10                | —    | 10  |
| 広島県       | 12                | 3    | 15  |
| 山口県       | 29                | —    | 29  |
| 四国エリア     | 14                | —    | 14  |
| 愛媛県       | 8                 | —    | 8   |
| 香川県       | 5                 | —    | 5   |
| 徳島県       | 1                 | —    | 1   |
| 九州エリア     | 387               | 20   | 407 |
| 福岡県       | 181               | 7    | 188 |
| 佐賀県       | 19                | —    | 19  |
| 長崎県       | 10                | —    | 10  |
| 大分県 (注)1  | 44                | 1    | 45  |
| 熊本県       | 50                | 2    | 52  |
| 宮崎県 (注)2  | 51                | 5    | 56  |
| 鹿児島県 (注)3 | 32                | 5    | 37  |
| 合計店舗数     | 466               | 28   | 494 |

(注) 1. 当期において、大分県ではF C店舗2店舗を新規出店し、F C店舗1店舗を直営店としたため、前期末と比較するとF C店舗が1店舗、直営店舗が1店舗増加しております。

(注) 2. 当期において、宮崎県ではF C店舗2店舗を新規出店しましたが、F C店舗1店舗が契約満了で退店となったため、前期末と比較するとF C店舗が1店舗増加しております。

(注) 3. 当期において、鹿児島県ではF C店舗2店舗を新規出店し、F C店舗2店舗を直営店としたため、前期末と比較すると直営店舗が2店舗増加しております。

(8) 従業員の状況（平成29年12月31日現在）

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------|--------|--------|--------|
| 112名 | 14名増   | 38歳4ヶ月 | 2年4ヶ月  |

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ単位未満を四捨五入して表示しております。  
2. 従業員数に臨時従業員（パート等）の期中平均雇用人員（742名）は含んでおりません。  
3. 最近1年間において従業員数のうち、社員が14名増加しております。  
主な理由は、業容拡大に伴い、期中採用が増加したことによるものであります。

(9) 主要な借入先の状況（平成29年12月31日現在）

| 借入先           | 借入金残高    |
|---------------|----------|
| 株式会社宮崎銀行      | 18,830千円 |
| 株式会社福岡銀行      | 11,493千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫  | 6,240千円  |
| 株式会社三井住友銀行    | 5,186千円  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 5,020千円  |
| 株式会社鹿児島銀行     | 5,000千円  |
| 株式会社宮崎太陽銀行    | 4,990千円  |
| 株式会社大分銀行      | 4,990千円  |
| 株式会社西日本シティ銀行  | 4,990千円  |

(10) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 12,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,842,200株

(3) 株主数 5,984名

### (4) 大株主の状況（上位10名）

| 株 主 名                     | 持 株 数          | 持株比率       |
|---------------------------|----------------|------------|
| 児 玉 康 孝                   | 株<br>1,927,000 | %<br>28.16 |
| 株 式 会 社 K D M             | 1,554,000      | 22.71      |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 523,000        | 7.64       |
| 児 玉 眞 由 美                 | 200,000        | 2.92       |
| 株 式 会 社 宮 崎 銀 行           | 160,000        | 2.33       |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）   | 104,200        | 1.52       |
| 阿 部 和 広                   | 62,800         | 0.91       |
| 児 玉 ユ ミ 子                 | 34,000         | 0.49       |
| 児 玉 光                     | 30,000         | 0.43       |
| 黒 木 敏 之                   | 23,000         | 0.33       |

(注) 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

- (1) 流動性の向上及び投資家層拡大を図ることを目的に、平成29年4月1日付で1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。これにより、発行可能株式総数は6,000,000株増加し、発行済株式の総数は3,412,000株増加しております。
- (2) 平成29年12月期において、ストックオプションとしての新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は18,200株増加しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項（平成29年12月31日現在）

#### (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

| 名 称                    | 第10回新株予約権                                                                                                                                                                                                                               | 第11回新株予約権                      |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 新株予約権の数                | 54個                                                                                                                                                                                                                                     | 19個                            |
| 保有人数<br>当社取締役<br>当社監査役 | 4名<br>—                                                                                                                                                                                                                                 | —<br>1名                        |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式<br>54,000株                                                                                                                                                                                                                       | 当社普通株式<br>19,000株              |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                                                                                                                                                                                                                                      | 無償                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり13円                                                                                                                                                                                                                                | 1株当たり13円                       |
| 新株予約権の行使期間             | 自 平成27年12月27日<br>至 平成35年12月18日                                                                                                                                                                                                          | 自 平成25年12月27日<br>至 平成35年12月18日 |
| 新株予約権の主な行使条件           | <p>① 新株予約権の割当を受けた新株予約権者は、権利行使時において当社または当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> |                                |

(注) 平成28年3月10日開催の取締役会決議により、平成28年4月2日付で普通株式1株につき100株、平成29年3月10日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

| 名 称                    | 第12回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                    | 第13回新株予約権                   |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 新株予約権の数                | 60個                                                                                                                                                                                                                                                          | 6 個                         |
| 保有人数<br>当社取締役<br>当社監査役 | 4 名<br>—                                                                                                                                                                                                                                                     | —<br>2 名                    |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式<br>12,000株                                                                                                                                                                                                                                            | 当社普通株式<br>1,200株            |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                                                                                                                                                                                                                                                           | 無償                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり462円                                                                                                                                                                                                                                                    | 1株当たり462円                   |
| 新株予約権の行使期間             | 自 平成30年8月5日<br>至 平成38年7月20日                                                                                                                                                                                                                                  | 自 平成28年8月5日<br>至 平成38年7月20日 |
| 新株予約権の主な行使条件           | <p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ その他の条件は、本総会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> |                             |

- (2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年12月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 重要な兼職の状況                              |
|-----------|---------|---------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 児 玉 康 孝 | 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会<br>代表理事         |
| 常 務 取 締 役 | 阿久津 浩   | 管理部長                                  |
| 取 締 役     | 徳 田 俊 行 | 営業本部長                                 |
| 取 締 役     | 児 玉 ユミ子 | 営業副本部長<br>一般社団法人全国コインランドリー管理業協会<br>理事 |
| 取 締 役     | 古 川 一 樹 | 店舗運営部長                                |
| 取 締 役     | 山 洪 幸 徳 |                                       |
| 常 勤 監 査 役 | 奈 須 義 岳 | 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会<br>監事           |
| 監 査 役     | 西 田 隆 二 | 弁護士法人かなで西田・山田法律事務所 代表<br>社員           |
| 監 査 役     | 海 野 理 香 | 海野理香税理士事務所 税理士                        |

- (注) 1. 取締役及び監査役の異動

(1) 平成29年3月30日開催の第16回定時株主総会において、山洪幸徳氏が社外取締役に選任され、就任いたしました。

(2) 平成29年9月13日逝去により倉掛正志氏は退任いたしました。

(3) 平成29年11月14日に海野理香氏が宮崎地方裁判所より仮監査役として選任されました。これは、倉掛正志氏の逝去により、監査役設置会社としての監査役の法定員数を欠くことになったためであります。

2. 取締役山洪幸徳氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び証券会社制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。

3. 監査役西田隆二氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び証券会社制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。

4. 監査役海野理香氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 支給人員        | 支給額                    |
|--------------------|-------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(1名)  | 120,900千円<br>(2,700千円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(3名)  | 9,610千円<br>(3,550千円)   |
| 合 計                | 10名<br>(4名) | 130,510千円<br>(6,250千円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 上記には、平成29年9月13日逝去により退任した監査役1名(社外監査役1名)を含めております。  
3. 取締役の報酬限度額は、平成28年3月30日の第15回定時株主総会において年額250百万円以内(うち社外取締役分は年額10百万円以内)で使用人分給与は含まないと決議をいただいております。  
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年3月30日開催の第5回定時株主総会において年額12百万円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

### ② 社外役員の主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動                                                                                 |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 山 洪 幸 徳 | 平成29年3月30日就任以降に開催された取締役会12回の全てに出席し、その専門的見地から当社の組織体制等の事業戦略面について、助言・提言を行っております。           |
| 社外監査役 | 倉 掛 正 志 | 当事業年度期首から逝去されるまでに開催された取締役会12回、監査役会11回の全てに出席し、幅広い視野と豊富な経験をもとに助言・提言を行っております。              |
| 社外監査役 | 西 田 隆 二 | 当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会15回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての助言・提言を行っております。 |

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動                                                                                                                                                                             |
|-------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外監査役 | 海 野 理 香 | <p>社外監査役倉掛正志氏の逝去（平成29年9月13日）に伴い、宮崎地方裁判所に仮監査役の申立てを行い、平成29年11月14日に選任されました。</p> <p>平成29年11月14日就任以降に開催された取締役会1回、監査役会1回の全てに出席し、業務監査・会計監査の観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> |

③ 責任限定契約に関する事項

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 項目等                              | 支払額      |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 14,500千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

### (1) 事業の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理に適合することを確保するため、業務分掌規程に従い内部統制システムを整備し、社内に諸規則・マニュアルの周知徹底を図ります。

取締役会は、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令及び定款違反行為を未然に防止し、監査役はこの内部統制システムの有効性と機能を監督し、課題の早期発見と是正に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程その他関連規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁記録の媒体（以下、「文書等」という）に記録し保存します。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理統括部門は管理部とし、各部門担当取締役と共にコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとします。また新たに生じたリスクについては、取締役会又は代表取締役社長が対応責任者となる取締役を定め、当社の損失を最小限に抑えるように努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i) 取締役会において経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その経営目標の達成状況につき定期的に検証することにより、業務の効率化を図ります。

(ii) 定例の取締役会を原則として月1回開催し、経営の基本方針及び重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行います。

(iii) 業務の執行に当たっては、業務分掌規程及び職務権限規程において、確認の責任と権限を定め、また業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めています。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(i) 監査役の職務を補助する組織を管理部とします。

(ii) 使用人の監査役の職務を補助すべき期間の指揮命令権は監査役の専権事項とし、取締役の指揮命令は受けないこととする。

(iii) 監査役の業務補助者が補助を行った期間の業務遂行能力等は監査役からフィードバックを受け、考課及び異動については、監査役の意見・同意を得ることとします。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、毎月の経営状況として重要な事項及びリスク管理に関する重要な事項等を速やかに報告するものとし、監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとし、その独立性と権限により監査の実効性を確保するものとします。

- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行するために生ずる費用等の支払のため毎年一定額の予算を設けることとします。

- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図り、継続的に評価方法の見直しを実施し、内部統制の再構築に努め、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとします。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力への対処については、警察等外部機関と緊密に連携し情報収集を行うとともに、従業員教育を定期的の実施し、反社会的勢力の威嚇に屈しない、関係を持たないことを徹底させ、反社会的勢力排除の体制の整備に努めるものとします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制について、当社は内部管理体制の強化が必須であると認識しております。当社の管理業務体制を強化するために、内部監査室は巡回及びモニタリングを定期的の実施するとともに、監査役や会計監査人と連携を図ることで業務を適切に運用しております。

# 貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

. (単位：千円)

| (資産の部)          |                  | (負債の部)          |                  |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,462,658</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,088,505</b> |
| 現金及び預金          | 3,018,285        | 買掛金             | 458,882          |
| 売掛金             | 127,472          | 1年内返済予定長期借入金    | 34,863           |
| 商品              | 2,086            | リース債務           | 1,191            |
| 仕掛品             | 88,052           | 未払金             | 44,787           |
| 原材料及び貯蔵品        | 124,303          | 未払費用            | 74,754           |
| 前払費用            | 16,100           | 未払法人税等          | 59,566           |
| 繰延税金資産          | 7,038            | 前受金             | 63,000           |
| その他             | 79,319           | 預り金             | 322,212          |
| <b>固定資産</b>     | <b>575,998</b>   | 賞与引当金           | 4,851            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>309,490</b>   | その他             | 24,395           |
| 建物              | 175,458          | <b>固定負債</b>     | <b>682,964</b>   |
| 構築物             | 30,782           | 長期借入金           | 31,876           |
| 機械及び装置          | 75,546           | 預り保証金           | 635,414          |
| 車両運搬具           | 4,336            | 資産除去債務          | 11,751           |
| 工具、器具及び備品       | 22,262           | その他             | 3,922            |
| リース資産           | 1,103            | <b>負債合計</b>     | <b>1,771,470</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>5,301</b>     | (純資産の部)         |                  |
| ソフトウェア          | 5,301            | <b>株主資本</b>     | <b>2,267,510</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>261,205</b>   | 資本金             | 993,977          |
| 投資有価証券          | 1,900            | 資本剰余金           | 923,977          |
| 長期前払費用          | 5,354            | 資本準備金           | 923,977          |
| 繰延税金資産          | 3,800            | 利益剰余金           | 349,555          |
| 敷金及び保証金         | 185,183          | その他利益剰余金        | 349,555          |
| その他             | 64,966           | 繰越利益剰余金         | 349,555          |
|                 |                  | 評価・換算差額等        | △324             |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金    | △324             |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>2,267,186</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,038,656</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>4,038,656</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成29年1月1日から）  
（平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目           | 金      | 額         |
|---------------|--------|-----------|
| 売 上 高         |        | 3,375,020 |
| 売 上 原 価       |        | 2,205,422 |
| 売 上 総 利 益     |        | 1,169,598 |
| 販売費及び一般管理費    |        | 925,898   |
| 営 業 利 益       |        | 243,699   |
| 営 業 外 収 益     |        |           |
| 受取利息及び配当金     | 688    |           |
| そ の 他         | 5,694  | 6,383     |
| 営 業 外 費 用     |        |           |
| 支 払 利 息       | 1,325  |           |
| そ の 他         | 857    | 2,183     |
| 経 常 利 益       |        | 247,899   |
| 税引前当期純利益      |        | 247,899   |
| 法人税、住民税及び事業税  | 90,800 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 425    | 91,225    |
| 当 期 純 利 益     |        | 156,673   |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

| 項目                      | 株 主 資 本 |         |              |            |
|-------------------------|---------|---------|--------------|------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金        | 株主資本<br>合計 |
|                         |         | 資本準備金   | その他利益<br>剰余金 |            |
| 繰越利益<br>剰余金             |         |         |              |            |
| 当期首残高                   | 993,814 | 923,814 | 247,474      | 2,165,103  |
| 当期変動額                   |         |         |              |            |
| 新株の発行<br>（新株予約権の行使）     | 163     | 163     |              | 326        |
| 剰余金の配当                  |         |         | △54,592      | △54,592    |
| 当期純利益                   |         |         | 156,673      | 156,673    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         |              |            |
| 当期変動額合計                 | 163     | 163     | 102,081      | 102,407    |
| 当期末残高                   | 993,977 | 923,977 | 349,555      | 2,267,510  |

| 項目                      | 評価・換算差額等         | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 |           |
| 当期首残高                   | △207             | 2,164,896 |
| 当期変動額                   |                  |           |
| 新株の発行<br>（新株予約権の行使）     |                  | 326       |
| 剰余金の配当                  |                  | △54,592   |
| 当期純利益                   |                  | 156,673   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △117             | △117      |
| 当期変動額合計                 | △117             | 102,290   |
| 当期末残高                   | △324             | 2,267,186 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

#### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法

仕掛品

個別法

原材料

先入先出法

貯蔵品

最終仕入原価法

なお、評価基準については、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～22年

機械及び装置 13年

工具、器具及び備品 4～20年

#### ② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を、当事業年度から適用しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 300,470千円 |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債権 | 1,100千円   |
| (3) 関係会社に対する短期金銭債務 | 777千円     |

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|      |          |
|------|----------|
| 売上高  | 11,105千円 |
| 売上原価 | 1,435千円  |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式  | 3,412,000株     | 3,430,200株     | —              | 6,842,200株    |

(注) 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 株式分割(1株を2株に分割)による増加 | 3,412,000株 |
| 新株予約権の行使による増加       | 18,200株    |

## (2) 配当に関する事項

### ①配当金支払額

| 決議                       | 株式の種 類 | 配当金の総 額  | 1株当たり配当額 | 基準日             | 効力発生日          |
|--------------------------|--------|----------|----------|-----------------|----------------|
| 平成29年<br>3月30日<br>定時株主総会 | 普通株式   | 54,592千円 | 16円00銭   | 平成28年<br>12月31日 | 平成29年<br>3月31日 |

(注) 当社は平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。なお、1株当たり配当額は、当該株式分割前の配当金額を記載しております。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
平成30年3月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| 決議                       | 株式の種 類 | 配当金の総 額  | 1株当たり配 当 額 | 基準日             | 効力発生日          |
|--------------------------|--------|----------|------------|-----------------|----------------|
| 平成30年<br>3月29日<br>定時株主総会 | 普通株式   | 54,737千円 | 8円00銭      | 平成29年<br>12月31日 | 平成30年<br>3月30日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(3) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式数 |         |         |         |
|------------------|----------------|---------|---------|---------|
|                  | 当事業年度期首        | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末  |
| 普通株式             | 58,700株        | 58,700株 | 18,200株 | 99,200株 |

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式数の増加は、次のとおりであります。  
株式分割（1株を2株に分割）による増加 58,700株  
2. 新株予約権の目的となる株式数の減少は、次のとおりであります。  
権利行使による減少 18,200株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                 |        |    |
|-----------------|--------|----|
| 賞与引当金           | 1,489  | 千円 |
| 未払事業税           | 4,783  | 〃  |
| 減価償却費           | 6,894  | 〃  |
| その他             | 4,541  | 〃  |
| 繰延税金資産小計        | 17,709 | 〃  |
| 評価性引当額          | △5,008 | 〃  |
| 繰延税金資産合計        | 12,700 | 〃  |
| 繰延税金負債          |        |    |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △1,861 | 〃  |
| 繰延税金負債合計        | △1,861 | 〃  |
| 繰延税金資産の純額       | 10,839 | 〃  |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な安全性の高い金融資産で運用しております。また、設備投資資金等が手元資金でまかなえない場合は、銀行等金融機関から必要な資金を調達する方針であります。デリバティブ取引は利用せず、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金はF Cオーナーに対するものであり、期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価を把握しております。

敷金及び保証金は、主に事務所やコインランドリー店舗の賃借に伴うものであります。

営業債務である買掛金及び預り金は、1年以内の支払期日のものであります。

長期借入金は、設備投資等に係る資金調達を目的としております。

預り保証金は、フランチャイズ契約に基づき、F Cオーナーから預っている取引保証金等であり、フランチャイズ契約を解消する場合に返金する義務があります。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、社内規程等に従い、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

|              | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額     |
|--------------|-----------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金   | 3,018,285 | 3,018,285 | —       |
| (2) 売掛金      | 127,472   | 127,472   | —       |
| (3) 投資有価証券   | 1,900     | 1,900     | —       |
| (4) 敷金及び保証金  | 174,326   | 163,461   | △10,865 |
| 資産計          | 3,321,984 | 3,311,119 | △10,865 |
| (1) 買掛金      | 458,882   | 458,882   | —       |
| (2) 預り金      | 322,212   | 322,212   | —       |
| (3) 長期借入金(※) | 66,739    | 66,738    | △0      |
| (4) 預り保証金    | 162,161   | 154,524   | △7,637  |
| 負債計          | 1,009,996 | 1,002,358 | △7,638  |

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでいます。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しております。

## 負債

### (1) 買掛金、(2) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### (4) 預り保証金

預り保証金の時価については、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

|             | 貸借対照表計上額 |
|-------------|----------|
| 敷金及び保証金（※1） | 10,856   |
| 預り保証金（※2）   | 473,252  |

(※1) 資産における敷金及び保証金のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(4) 敷金及び保証金には含めておりません。

(※2) 負債における預り保証金のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(4) 預り保証金には含めておりません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 331円35銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 22円94銭  |

(注) 当社は平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。このため当事業年度の期首に当該株式分割を行っていると仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

WASHハウス株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 川 畑 秀 二 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 只 隈 洋 一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、WASHハウス株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第17期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の運用状況について、取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め検証いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月14日

W A S Hハウス株式会社監査役会

常勤監査役 奈須 義岳 ㊟

社外監査役 西田 隆二 ㊟

社外監査役 海野 理香 ㊟

(注) 監査役海野理香氏は、平成29年9月13日に監査役倉掛正志氏が逝去したことに伴い、監査役の法定員数を欠くことになったため、宮崎地方裁判所に一時監査役の職務を行うべき者（仮監査役）の申立てを行い、平成29年11月14日に同裁判所の決定により仮監査役として選任されました。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重視し、徹底した効率化実施の推進、財務体質の更なる向上により、安定した株主配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針及び当期の業績と今後の事業展開を考慮し、更には株主の皆様の日頃のご支援に報いるため、以下のとおりいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 8円

総額 54,737,600円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月30日

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                     | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数(株) |
|-------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | (再任)<br>こ だま やす たか<br>児 玉 康 孝<br>(昭和40年10月5日生)   | 昭和63年4月 新日本証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社<br>平成6年4月 株式会社石橋 入社<br>平成8年8月 日本マクドナルド株式会社 入社<br>平成9年12月 株式会社大興不動産 入社<br>平成13年11月 株式会社ケーディーエム設立(現当社)代表取締役社長就任(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 代表理事                                        | 1,927,000     |
| 2     | (再任)<br>あ く つ ひろし<br>阿久津 浩<br>(昭和42年6月28日生)      | 平成2年4月 株式会社日本旅行 入社<br>平成13年6月 株式会社コスモス薬品 入社<br>平成18年1月 当社入社<br>平成18年2月 当社財務経理部ゼネラルマネージャー<br>平成18年3月 当社取締役財務経理部ゼネラルマネージャー<br>平成18年7月 当社取締役管理部ゼネラルマネージャー<br>平成20年8月 当社常務取締役管理部ゼネラルマネージャー<br>平成25年7月 当社常務取締役業務部長<br>平成26年6月 当社常務取締役管理部長(現任) | 4,000         |
| 3     | (再任)<br>と く だ と し ゆ き<br>徳 田 俊 行<br>(昭和51年3月9日生) | 平成11年12月 株式会社大興投資コンサルタンツ 入社<br>平成14年1月 当社入社<br>平成20年5月 当社営業部福岡支店マネージャー<br>平成20年8月 当社取締役営業開発部ゼネラルマネージャー<br>平成25年7月 当社取締役営業部福岡支店長<br>平成27年10月 当社取締役営業本部長(現任)                                                                               | 2,000         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                    | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数(株) |
|-------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 4     | (再任)<br>こ だま ゆ み こ<br>児 玉 ユミ子<br>(昭和13年1月13日生)  | 平成13年11月 株式会社ケーディーエム設立<br>(現当社)取締役就任<br>平成15年12月 有限責任中間法人(現一般社団法人全国コインランドリー管理業協会) 設立<br>理事就任(現任)<br>平成18年12月 当社宮崎支店取締役営業担当部長<br>平成20年9月 当社本店営業部取締役営業担当部長<br>平成28年6月 当社取締役営業副本部長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 理事 | 34,000        |
| 5     | (再任)<br>ふる かわ かず き<br>古 川 一 樹<br>(昭和50年12月26日生) | 平成6年4月 株式会社大興不動産 入社<br>平成16年8月 当社入社<br>平成18年12月 当社営業部マネージャー<br>平成20年8月 当社取締役営業部ゼネラルマネージャー<br>平成25年7月 当社取締役本店営業部長<br>平成28年6月 当社取締役店舗運営部長(現任)                                                                                   | —             |
| 6     | (再任)<br>やま しふ ゆき のり<br>山 洪 幸 徳<br>(昭和26年5月25日生) | 昭和52年4月 株式会社電通 入社<br>昭和52年5月 東京本社 新聞雑誌局<br>平成18年10月 同社第18営業局 局長<br>平成21年6月 株式会社電通九州 代表取締役社長就任<br>平成26年6月 同社顧問就任<br>平成27年7月 同社退社<br>平成28年5月 株式会社ベスト電器 社外取締役就任<br>平成29年3月 当社取締役(現任)                                             | —             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 取締役候補者児玉康孝氏は当社の経営を支配しているものであります。  
3. 山洪幸徳氏は社外取締役候補者であります。  
4. 山洪幸徳氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。  
5. 山洪幸徳氏につきましては、経営に関する専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
6. 山洪幸徳氏は当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。本議案が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。  
7. 当社は山洪幸徳氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ており、同氏の選任を承認いただいた場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

平成29年9月13日に社外監査役である倉掛正志氏が逝去され、監査役の法定員数を欠くこととなったため、宮崎地方裁判所に仮監査役の申立てを行ったところ、平成29年11月14日付で同裁判所より仮監査役として海野理香氏を選任した旨の通知を受け、同氏は仮監査役に就任いたしました。仮監査役の任期は本総会において監査役を選任するまでとなっておりますので、あらためて社外監査役として同氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。なお、監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                    | 所有する当社の<br>株式数(株) |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| (再任)<br>海野理香<br>(昭和42年2月19日生) | 平成元年7月 鹿児島市役所 入庁<br>平成13年7月 株式会社コスモス薬品 入社<br>平成15年6月 同社監査役 就任<br>平成17年4月 税理士登録<br>海野理香税理士事務所 開設<br>平成17年8月 株式会社コスモス薬品監査役 退任<br>平成29年11月 当社仮監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>海野理香税理士事務所 税理士 | —                 |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 海野理香氏は社外監査役候補者であります。  
 3. 海野理香氏の社外監査役就任期間は、本総会終結をもって4か月となります。  
 4. 海野理香氏を候補者とした理由は、税理士の資格有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 海野理香氏は当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。本議案が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。  
 6. 当社は、海野理香氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出る予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、新たに補欠監査役1名の選任をお願いするものです。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

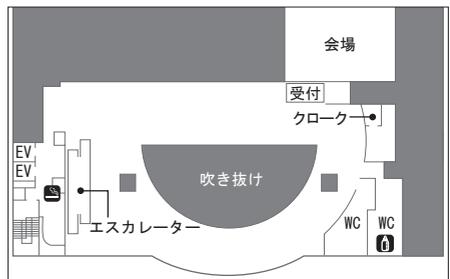
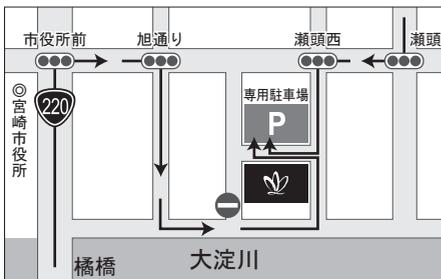
| 氏名<br>(生年月日)                                            | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                               | 所有する当社の<br>株式数(株) |
|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| (新任)<br><small>かわのしげちか</small><br>河野重周<br>(昭和48年6月23日生) | 平成8年4月 吉原建設株式会社 入社<br>平成17年4月 当社入社<br>平成27年4月 当社V I 推進室 課長<br>平成27年8月 当社V I 推進室 室長<br>平成28年6月 当社店舗運営部コールセンター課長<br>平成29年8月 当社店舗運営部コールセンター (現任) | 3,000             |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 河野重周氏は補欠の常勤監査役候補者であります。  
3. 当社は河野重周氏が監査役に就任された場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

日時 平成30年3月29日（木曜日） 午前11時  
 会場 宮崎観光ホテル 東館3階  
 住所 宮崎県宮崎市松山1丁目1-1  
 電話 0985-27-1212（代表）



## ホテルへのアクセス

|             |       |        |
|-------------|-------|--------|
| 宮崎空港        | ..... | 車で約15分 |
| JR宮崎駅       | ..... | 車で約5分  |
| 宮崎自動車道／宮崎IC | ..... | 車で約10分 |
| 宮崎港         | ..... | 車で約10分 |
| 繁華街（西橋通り）   | ..... | 車で約5分  |